

## 【後見事務の終了の手続】

### Q 1 3 本人が亡くなりました。何か手続が必要ですか。

1 本人がお亡くなりになった旨を任意後見監督人に電話連絡

2 東京法務局に後見終了登記の申請

3 任意後見監督人への報告書等の提出

本人が亡くなった後、入院費や施設費などを支払い、本人が亡くなった日から2か月以内に次の書面を提出してください。

(1) 任意後見事務報告書（終了報告）（32頁，書式5）

(2) 死亡診断書のコピーまたは本人の死亡が記載されている戸籍（除籍）の謄本

(3) 財産目録（終了報告用）（34頁，書式7）

本人が亡くなった後、入院費や施設費などを支払い、最終的に残った財産の目録を作成してください。

(4) 本人の預貯金通帳のコピー

すべての通帳に記帳した上で、表紙、表紙をめくってすぐの見開きページ及び前回の定期報告以降の取引履歴部分のコピーを提出してください。前回の定期報告以降、変動がなかった場合も提出してください。

(5) 財産の引継ぎに関する報告書（33頁，書式6）

任意後見人が保管していた本人の財産及び関連する通帳，証書，資料等を，本人の相続人の一人に引き継ぎ，「財産の引継ぎに関する報告書」を作成し，提出してください。任意後見人が本人の相続人に該当する場合は必要ありません。

以下のものは保有している場合のみ提出してください。

(6) 最新の有価証券取引残高報告書のコピー

(7) 最新の固定資産評価証明書または納税通知書等のコピー

(8) 最新の保険証券のコピー

(9) 最新の債権・負債に関する明細書のコピー